第１号通所事業の運営規程

大竹市医師会デイセンター運営規程

（事業の目的）

第１条　社団法人大竹市医師会が開設する大竹市医師会デイセンター（以下「事業所」という。）が行う第１号通所事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、通所による適切な介護を提供することを目的とする。

（事業の方針）

第２条　事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（運営の方針）

第３条　事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称及び所在地）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　大竹市医師会デイセンター

（２）所在地　大竹市油見三丁目６番８号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(ア) 管理者　１名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(イ) 生活相談員　４名　（介護職員兼務　常勤４名）

生活相談員は利用者またはその家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整・居宅支援事業者等との連携を図る。

(ウ) 看護職員　４名　（常勤１名、非常勤３名）

健康チェックを行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が必要なサービスを受けられるように必要な処置を行う。

(エ) 介護職員　14 名　（常勤５名、非常勤９名）

第１号通所事業の提供にあたり、利用者の心身の状況を的確に把握し適切な介護を行う。

(オ) 機能訓練指導員　４名　（看護職員兼務　常勤１名、非常勤３名）

心身機能の維持のために必要な機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(ア) 営業日　国民の祝日を含む月曜日から土曜日までとする。

ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(イ) 営業時間　8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。

（サービス提供時間 9：20～16：30）

（第 1 号通所事業の利用定員）

第７条　第 1 号通所事業の利用定員は、通所介護の利用者を含み 30 名とする。

（第 1 号通所事業の内容）

第８条 第 1 号通所事業の内容は次のとおりとする。

(ア) 送迎サービス

(イ) 健康チェック

(ウ) 食事サービス

(エ) 入浴サービス（大竹市における通所型サービスＡを除く）

(オ) 日常生活上の援助・指導

(カ) 機能訓練サービス

(キ) 相談・助言等

（第 1 号通所事業計画の作成）

第９条　第 1 号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望、おかれている状況や家族の状況等、十分に把握し個別に第 1 号通所事業計画を作成する。

２　作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得るとともに第 1 号通所事業計画書を交付する。

３　利用者に対し、第 1 号通所事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（その他の費用の額）

第１０条　第 1 号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町が定める基準によるものとする。但し次に掲げる項目に関しては別途料金の支払いを受けるものとする。

（１）　通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程 1 Km あたり 35 円を実費として徴収する。

（２）　食費…1 食あたり 750 円

（３）　おむつ代…紙パンツ 100 円　尿取りパッド 50 円

（４）　上記以外で第 1 号通所事業の提供において、通常必要になる費用…実費

（５）　通常実施時間を超えての利用…実費 1 時間あたり 500 円

（６）　前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の署名または記名押し印を受ける。

（７）　利用料の支払いは、現金を原則とし、日払い、月払いについては相談に応じるものとする。）

（通常の事業の実施地域）

第１１条　事業所の通常の実施地域は、栗谷を除く大竹市、和木町の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１２条　利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

（１）　器具を利用する場合は事故防止のため、必ず職員に申し出てください。

（２）　感染のある病気に罹患していたり、体力的に問題があり継続して利用が難しいと判断された時は、事業所の方から利用休止のお願いをすることがありますのでご了承ください。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　第１号通所事業提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族・主治医、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び市町等に連絡し、適切な措置を講じる。

（非常災害対策）

第１４条　第１号通所事業の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、非難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

２　非常災害に備えて定期的に避難訓練を行う。

（苦情処理）

第１５条　提供した第１号通所事業に関する苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため受け付け窓口を設置し担当者を配置する

（その他運営に関しての留意事項）

第１６条　従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設ける。

（１）採用時研修　　採用後１ヶ月以内

（２）その他研修　　年２回以上

２　事業所は第１号通所事業を行うため、ケースの記録、等必要な記録・帳簿を整理する。

３　従業者は職務上知り得た秘密の保持を厳守する。

４　第 1 号通所事業の提供により事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

５　第 1 号通所事業に使用する備品を清潔に保ち常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従業者は感染症等の予防のために必要な対策を実施するとともに、その知識の習得に努める。

６　この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社団法人大竹市医師会デイサービス運営委員会の協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条 事業者は､利用者の人権の擁護･虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３） その他虐待防止のために必要な措置

２ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者 を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

附 則

この規程は 2017 年 4 月 1 日をもって施行する。

この規程は 2018 年 4 月 1 日をもって施行する。第 5 条（イ）（ウ）（オ）

この規程は 2018 年 5 月 1 日をもって施行する。第 5 条（ウ）（エ）（オ）

この規程は 2018 年 9 月 1 日をもって施行する。第 5 条（イ）（ウ）（エ）（オ）

この規程は 2018 年 10 月 1 日をもって施行する。第 5 条（ウ）（オ）

この規程は 2018 年 11 月 1 日をもって施行する。第 5 条（ウ）（オ）

この規程は 2018 年 12 月 1 日をもって施行する。第 5 条（ウ）（オ）

この規程は 2019 年 1 月 1 日をもって施行する。第 5 条（エ）

この規程は 2019 年 3 月 1 日をもって施行する。第 5 条（ウ）（オ）

この規程は 2019 年 6 月 1 日をもって施行する。第 5 条（イ）第 10 条（２）（３）

この規程は 2019 年 10 月 1 日をもって施行する。第 10 条（２）

この規程は 2020 年 1 月 1 日をもって施行する。第 5 条（エ）

この規程は 2020 年 8 月 1 日をもって施行する。第 5 条（エ）

この規程は 2020 年 12 月 1 日をもって施行する。第 5 条（エ）

この規程は 2021 年 3 月 1 日をもって施行する。第 5 条（エ）

この規程は 2023 年 2 月 1 日をもって施行する。第 5 条（ウ）（エ）（オ）第 10 条（２）

この規程は 2024 年 1 月 1 日をもって施行する。第 5 条（ウ）（エ）（オ）第 17 条

この規程は 2025 年 4 月 1 日をもって施行する。第 5 条（エ）